

東京都障害者通所活動施設職員研修会規約

第1条 (名称)

この会は、東京都障害者通所活動施設職員研修会という。

第2条 (会員)

この会の会員は、会の目的及び事業に賛同する施設及び地域生活支援福祉機関・団体の関係職員で運営委員会で決定した会費を納入する。

第3条 (事務局)

この会の事務局は、NPO 法人東京都発達障害支援協会事務局内に置く。

第4条 (目的)

この会は、都内の各種通所施設及び地域生活支援施設・団体の相互交流と支援内容の向上を目的とする。

第5条 (事業)

この会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 職員研修会の開催
- 2 支援内容・方法や施設経営に関する調査研究・広報
- 3 その他、目的達成のために必要な事業

第6条 (組織)

この会に総会、運営委員会、役員会を設ける。

- 2 運営委員は、この会に参加を希望する施設及び機関の代表者またはそれに相当する職員の中から運営委員会が推薦し、総会に報告する。
- 3 役員は、運営委員会で互選し、総会の承認を得る。

第7条 (役員)

この会に、代表、副代表、会計、監事、その他必要な役員を置く。

- 2 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 代表はこの会を代表し、総会・運営委員会・役員会を招集する。
- 4 副代表は代表に事故ある時に代表を代行する。
- 5 会計はこの会の会計を司る。
- 6 監事はこの会の会計を監査する。

第8条 (総会)

この会の総会は、年1回開催し、会則の改廃、会の解散及び運営委員会から付議された事項の承認をする。

ただし、都合により運営委員会により代行することができる。

第9条 (運営委員会)

運営委員会は年に6回以上開催し、事業計画、予算・決算、役員の選出等重要事項を決定する。

- 2 運営委員会は委員の過半数の出席により成立する。その議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
- 3 急を要しかつ重要ではない事項については代表が決定し、後に運営委員会に報告し承認を得る。

第 10 条（援助・協力）

この会の企画・運営等について、東京都心身障害者福祉センター等の援助・協力を得ることができる。

第 11 条（会計）

この会の経費は、会費、職員研修会参加費、その他の収入による。

- 2 会員施設・団体及び個人会員は、毎年度の総会で決定される予算書で示された額の会費を支払う。
- 3 職員研修会参加費は、参加する会員が事業計画にもとづき別に定める経費をその都度に負担する。
- 4 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 条（事務局）

この会の運営事務を処理するために、事務局を設ける。事務局員は、代表が運営委員及び会員施設から依頼する。

第 13 条（顧問）

この会の設立、運営に多大な貢献をした者を、代表は運営委員に図り、顧問をおくことができる。

第 14 条（その他）

この規約に定めがない事項は、運営委員会で定めることができる。

付則

- 1 この規約は 1996 年（平成 8 年）4 月 1 日をもって発効する。
- 2 第 2 条に会員の項を設ける。（平成 11 年 6 月 1 日一部改正）
- 3 第 10 条の 2 の会費は、2000 年 4 月から支払う。
ただし、当分の間、運営委員会が定めた代替措置（参加費）による。
- 4 第 12 条を新設する。（平成 14 年 4 月 4 日一部改正）
- 5 第 3 条に事務局を定める。（平成 22 年 6 月 16 日一部改正）